

都道府県アーカイブズの職員を取り巻く現状と課題

—専門職問題を論じる前提として—

関 根 豊

【要 旨】

「専門職員」規定が設けられた公文書館法が施行されてから約20年が経過したが、我が国のアーカイブズ界において、いまだ専門職制度は確立していない。しかし、文書管理・史料保存への関心の高まりから、公文書館法施行以来20年の間にアーキビストの養成を行う機関や制度は徐々に整備され、また「公文書管理法」の成立を背景として専門職問題は近年再び活発に議論されるようになった。

では、アーカイブズの現場職員はどのような状況に置かれているのだろうか。専門職問題を議論する前提として、アーカイブズに勤務する職員を取り巻く実態をきちんと把握しておく必要がある。そこで本稿では、都道府県アーカイブズを対象に、議論や制度の経過などを踏まえつつ、過去の調査や筆者独自の取材結果をもとに、アーカイブズにおける人的問題の現状分析を行った。

分析の結果、アーカイブズの現場は人員の確保・養成などの側面において、多くの問題を抱えていることが明らかとなった。そうした問題の解決に向けて、アーカイブズ界は、あるべき専門職制度の共通認識を早急に形成し、既に専門的な知識・技能を有している職員に対して人事上の配慮がなされるよう行政当局へ訴え、制度設計の提案などを行っていく必要がある。しかし何よりも重要なことは、アーカイブズ・アーキビストの役割を市民や行政に知ってもらい、その存在の重要性を認識してもらうことだろう。

【目 次】

はじめに

- 1 アーカイブズにおける専門職問題
 - (1) 公文書館法における「専門職員」規定
 - (2) 専門職問題をめぐる議論の経過
 - (3) 現在の専門職員養成制度
- 2 都道府県アーカイブズにおける人的問題①—過去の調査から
 - (1) 1982年史料協による調査
 - (2) 1998年全史料協による調査
 - (3) 2007年国会図書館調査
- 3 都道府県アーカイブズにおける人的問題②—取材結果から
 - (1) 人員の不足
 - (2) 養成制度との関係

- (3) 異動
 - (4) 職員の在職・勤続年数
 - (5) 職員の地位
 - (6) 非常勤職員
 - (7) 採用
- むすびにかえて

はじめに

アーカイブズ¹⁾に「専門職員」を置くことが規定された公文書館法が施行されてから約20年が経過したが、我が国のアーカイブズ界において、いまだ専門職制度は確立していない。しかし、公文書館法施行以来約20年の間にアーキビストの養成を行う機関や制度は整備され、一定の進展をみせつつある。また、「公文書等の管理に関する法律」(以下、「公文書管理法」)の成立を背景として、関連学会の大会やシンポジウムでは、アーカイブズや記録管理の現場における人材の確保がテーマに取り上げられ、専門職問題は近年再び活発に議論されるようになった。

では、アーカイブズの現場にある職員はどのような状況にあるのだろうか。現状に問題があるために専門職制度の必要性が叫ばれているはずであるから、専門職問題を議論する前提として、現場職員を取り巻く状況を把握しておく必要がある。実態をきちんと把握しておかなければ、展開されている議論や制度は現実と乖離したものとなってしまうかねない。筆者は、こうした問題意識に基づいて本稿を執筆した。

まずはじめに、先行研究を振り返っておこう。現在までの専門職問題に関する議論を整理すると大きく三つに分けることができる。第一は、アーキビスト養成論ともいえるべき、アーキビストにはどのような資質が必要か、養成制度を設けるとしてどのような制度設計が最適か、などといった議論である²⁾。この種の議論は、専門職問題に関する議論の中で最も活発になされている。また、こうした議論と関係して、学芸員、司書などの類縁機関の「専門的職員」とアーキビストとの関連を指摘したものなども少数ながら発表されている³⁾。

第二に、海外のアーキビスト制度の紹介があげられよう。アーカイブズ後進国の我が国は、アーキビスト制度においてももちろん後進国である。諸外国の制度を紹介し、それに学ぼうとする論稿も多数発表されている⁴⁾。

-
- 1) 本稿では、「公文書館」・「文書館」などを総称する用語として「アーカイブズ」を使用する。また、煩雑さを避けるため、「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」は「全史料協」、「歴史資料保存利用機関連絡協議会」は「史料協」と略称を用いた。
 - 2) 福島紀子「文書館のアーキビストに求められる専門性とは」、『アーカイブズ』第12号、国立公文書館、2003年。安藤正人「アーキビスト教育論」、国文学研究資料館史料館(編)『アーカイブズの科学(上)』柏書房、2003年など多数。
 - 3) 長倉美恵子「アーキビスト養成と図書館情報学教育」、『記録と史料』第4号、全史料協、1993年。君塚仁彦「学芸員とアーキビスト」、『記録と史料』第4号、全史料協、1993年など。
 - 4) 安藤正人「アジアのアーキビスト教育—最近の状況」、『レコード・マネジメント』第40号、記録管理学会、2000年。小原山美子「アーキビストの教育と専門職—アメリカとフランスの事例」、『アーカイブズ』第12号、国立公文書館、2003年。釜谷媛「韓国における記録管理専門職養成制度の現状—教育及び専門職・資格制度を中心に」、『アーカイブズ』第30号、国立公文書館、2007年など多数。

第三に、実際にアーカイブズで勤務する職員をめぐる問題、すなわち異動や採用などといった問題についての実態調査や現状報告があげられる。この種の議論は、専門職問題の議論を担ってきた現場職員にあっては自明のことであり、さらには公表しにくい問題のためか、総じてこれまであまり議論されてこなかったといえる。

そうした中で、数は少ないが、いくつかの調査・報告が行われている。公文書館法が施行される以前の1982年に行われた史料協による調査は、管見の限りこの分野における最初の調査である⁵⁾。さらに、特筆すべきは、1998年に実施された、全史料協による史料保存機関職員の実態調査があげられる⁶⁾。しかし、これらの調査はその調査結果が公表されるにとどまり、管見の限りでは結果についての分析は行われていない。

各館の現状についても、いくつかの報告がなされている。大和武生氏による徳島県立文書館の事例報告⁷⁾、神奈川県立公文書館における専門職員確保の方針を示した伴瀬見男氏の報告⁸⁾、史料保存機関、とりわけ自治体史編さん室で専門的業務を担う非常勤職員の現状を訴えた烏野茂治氏の報告⁹⁾、国立公文書館主催「公文書館専門職員養成課程」の修了者に対するアンケートなどから自治体アーカイブズ職員を取り巻く現状を明らかにした梅原康嗣氏の報告¹⁰⁾、自身の採用の経緯を交え、地方の小規模館における専門職員のあり方を述べた金原祐樹氏の報告¹¹⁾など、その多くが報告者の経験を踏まえたものであるためか、各館の切実な状況が垣間見られる。

こうした先行業績を踏まえ、本稿では、自治体アーカイブズ、中でも都道府県アーカイブズを念頭に置き、アーカイブズにおける人的問題の現状分析を行う。第1章では、本論の前提として、専門職問題についての議論や既存の専門職員養成制度を振り返りつつ、そこに見え隠れする諸問題について検討する。第2章では、上述した過去の諸調査の結果分析を、第3章では本稿執筆に際して筆者が実施した都道府県アーカイブズへの取材結果の分析を通して、アーカイブズの現場で働く職員をめぐる問題の現状分析を行う。議論や制度の経過などの理論的側面を踏まえつつ、アーカイブズの現場が直面している現実の問題に目を向けることで、わが国のアーカイブズが抱えている諸課題の一端を明らかにしたい。

1 アーカイブズにおける専門職問題

(1) 公文書館法における「専門職員」規定

アーカイブズにはなぜ専門職としてのアーキビストが必要なのだろうか。この問いについては、これまで多くの論者が発言を重ねてきたが、筆者なりにここで改めて確認しておきたい。

5) 史料協「文書館等職員に関する調査」、『会報』第8号、史料協、1983年。

6) 全史料協専門職問題委員会「史料保存機関職員の実態調査アンケート集計結果報告書」、1999年。

7) 大和武生「過渡期における地方文書館の専門職問題—徳島県立文書館の経験から」、『記録と史料』第4号、全史料協、1993年。

8) 伴瀬見男「神奈川県立公文書館における専門職員の確保と処遇方針について」、『記録と史料』第9号、全史料協、1998年。

9) 烏野茂治「近畿圏における専門職の現状と課題—市町村の立場から—」、『会報』第64号、全史料協、2003年。

10) 梅原康嗣「地方公文書館の専門職員をとりまく状況」、『アーカイブズ』第12号、国立公文書館、2003年。

11) 金原祐樹「専門職員のスタンス—専門性と実務—」、『会報』第68号、全史料協、2004年。

早くからこの問題について発言を重ねてきた安藤正人氏は、アーキビストが専門職でなければならない理由として、高度の知識・技能の必要性、職務の公共性、親組織からの独立性をあげている¹²⁾。また森本祥子氏は、幅広い知識、高度な判断能力、組織運営のマネジメント能力、継続して学び続ける意欲、資料保存に対する高い意識と倫理観、個々の技術・理論の統合イメージに対する理解、をあげており、安藤氏に比べてより具体的に言及している¹³⁾。

その他多くの論者が専門職としてのアーキビストの必要性について言及してきたが¹⁴⁾、制度的位置づけを与えられた専門職としてのアーキビストの必要性の核心は、安藤氏のいうところの公共性と独立性にあらう。アーキビストは決して親機関のためだけに存在するのではなく、極言すれば全ての人々のために存在する。そのため、親機関から一定の距離を置き、現在そして将来の幅広い利用者を意識した、史資料に忠実な職務遂行が求められる。したがって、その公共性・独立性を確保するため、アーキビストには一定の身分保障、すなわち専門職としての制度的位置づけが与えられる必要がある。

そこで地方自治体のアーカイブズにとって唯一の根拠法である公文書館法を見てみると、館で働く職員については次のような規定が設けられている。すなわち、第4条第2項の、「公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする」という規定である。それでは、ここでいう「専門職員」とはどのような「専門職員」を想定しているのだろうか。総理府(当時)の解釈要旨では、次のような説明がなされている。

「歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員」とは、歴史を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書が重要であるかという判断を行うために必要な調査研究を主として行う者をいう。いわば、公文書館の中核的な業務を担当する職員であり、公文書館の人的組織においては極めて重要な存在である。〔中略〕したがって、任命権者としては、当面、大学卒業程度の一般職員との比較において、いわば専門的といえる程度の知識と経験を有し、上記の調査研究の業務を十分に行うことができると判断される者を専門職員として任命すればよいということになる。(下線部筆者)

この解釈に従えば、「専門職員」とは、主として調査研究に従事し、館の中で中核的な業務を担う者ということになる。ここでいう「専門職員」が「アーキビスト」を念頭に置いていることは読み取れるが、しかし、公文書館法の「専門職員」規定には具体的な説明が不足しており、この文言だけで「専門職員」の具体像を描くことは困難である。さらに、当該「専門職員」に資格や地位など、どのような制度的位置づけを与えるべきかについては、公文書館法やその解

-
- 12) 安藤正人「育てアーキビスト—記録遺産を守り活かす専門職—」、「草の根文書館の思想」(岩田書院ブックレット3)、岩田書院、1998年(なお、初出は「大田区史研究・史誌」第37号、大田区史編纂室、1993年)。
 13) 森本祥子「アーキビストの養成」、文書館問題研究会・横浜開港資料館(編)『歴史資料の保存と公開』(岩田書院ブックレット7)、岩田書院、2003年。同「日本における養成課程と資格制度の提案」、『アーカイブズ学研究』第9号、日本アーカイブズ学会、2008年。
 14) 渡辺佳子「文書館における『専門職』の必要性について」、「会報」第21号、全史料協、1991年など多数。

積要旨は何も言及していない。

この帰結として、関連学会や関係各機関では、「専門職員」とはどうあるべきかについての議論が戦わされてきた。詳しくは次節以降に譲るが、自治体アーカイブズの現場職員の処遇にも、「専門職員」像の曖昧さと、制度的位置づけの欠如から派生する様々な問題が見て取れる。こうした中で、「文書館における専門職が制度的に存在せず、社会的にも認知されていない状況は、文書館を支える主体が誰であるかを不明確にしている」という鈴江英一氏の指摘は重い意味をもつ¹⁵⁾。

公文書館法が「専門職員」に関する記述を設けたことは評価されるべきであるが、アーカイブズ、またアーキビストの社会的役割を考えれば、公文書館法の規定が不十分であることは明白であり、公文書館に配置されるべき「専門職員」には明確な制度的位置づけが与えられる必要がある。公文書館法の「専門職員」を「アーキビスト」に改め、制度的位置づけを与えなければ、アーカイブズの役割も十分に果たされないだろう。

（２）専門職問題をめぐる議論の経過

公文書館法に「専門職員」に関する規定が設けられてから、関連学会や関係各機関では、「専門職員」をいかに養成すべきか、「専門職員」はどのように認定されるべきかなど、いわゆる専門職問題についての議論が活発に行われてきた。本節では、関係各機関が発表してきた各種提言・報告書等からそれぞれが目指すべきとした「専門職員」像を概観・比較し、そこにいかなる問題点があるのかについて検討する¹⁶⁾。

① 全史料協・国立公文書館

早くから「アーキビスト」の名称を用いるなど、終始積極的に専門職問題に取り組み、1990年代の専門職問題に関する議論を牽引してきた全史料協は、大きく三つの提言を行ってきた¹⁷⁾。これらの提言を通して、全史料協は、「アーキビスト」の名称をもち、アーキビスト養成のために設置された大学院修士課程で必要な単位を修得した者に対し「アーキビスト」の資格を付与する形での「専門職員」の養成を主張してきた。この他にも、アーキビスト資格への階層性の導入、第三者機関による資格認定など、独自の問題提起を行いつつ、現職者へも履修の道を開くこと、実務経験者には別途経過措置を講ずることなど、現に実務に従事している人々に対する施策の必要性を主張してきた点に特徴がある。

15) 鈴江英一「近現代史料の管理と史料認識」北海道大学図書刊行会、2002年、7頁。

16) 1990年代半ばまでの議論展開については、全史料協（編）『日本の文書館運動—全史料協の20年—』岩田書院、1996年、55-58頁に詳しい。また、90年代半ば以降の議論も踏まえつつ整理した最新の報告に、高橋実「アーキビスト資格論議の歩みと資格制度提言」、『アーカイブズ学研究』第9号、日本アーカイブズ学会、2008年がある。

17) 全史料協の提言は以下の三つ。①公文書館法問題小委員会「文書館専門職（アーキビスト）の養成についての提言」、『記録遺産を守るために—公文書館法の意義と今後の課題—』、全史料協、1989年（前掲、注16、全史料協（編）303-318頁所収）。②専門職問題特別委員会「文書館専門職（アーキビスト）養成制度の実現に向けて」、1992年（前掲、注16、全史料協（編）326-330頁所収）。③第二次専門職問題特別委員会「アーキビスト制度への提言—第二次専門職問題特別委員会報告書」、1995年（『記録と史料』第7号、全史料協、1996年、130-136頁所収）。

公文書館法制定後、国立公文書館も専門職問題に関する意見を提出してきた¹⁸⁾。それらを簡潔にまとめると、国立公文書館を主体とした養成機関の設立、地方公共団体が設置する公文書館等の職員を主たる養成対象とすること、養成には大学院修士課程程度の教育を最低2年間実施する必要があること、「専門職員」の資格認定は総理府(当時)において一元的に認定すること、「専門職員」の名称は「公文書館専門職員」を用いること、などとなる。

このように、全史料協と国立公文書館の提言には、教育レベルとして大学院修士課程レベルを想定していることなどの共通点も散見されるが、両者の間にはやはり相違点が目立つ¹⁹⁾。両者の相違点を簡単にまとめると稿末<資料1>のようになる。

一見してわかる通り、両者の間には多くの相違点が存在する。全史料協が民間企業など対象を広くとると同時に、扱う史資料を公文書に限定せず、幅広い記録史料を対象としているのに対し、国立公文書館は公文書を扱う国・自治体の現職者のみにその対象を限定している。こうした両者の違いは必然的に「専門職員」の名称の違いや資格認定主体の違いに結びついており、それが「専門職員」についての共通理解の形成や資格制度の整備を阻害してきたのではない。1990年代に専門職制度が構築されず、公文書館法の附則第2項²⁰⁾が撤廃されなかった要因の一つに、1990年代の専門職問題に関する議論を牽引してきた全史料協と国立公文書館の間で、「専門職員」についての共通理解を形成できなかったことを指摘できるのではなからうか。

② 政府

1990年代は沈黙を守っていたが、21世紀に入ると政府の姿勢にも変化がみられるようになる²¹⁾。2003年7月に発表された『歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会 中間とりまとめ』によれば、国立公文書館をアーキビスト養成の拠点と位置づける一方、国文学研究資料館などの他機関で行われている研修との連携を模索し、研修対象者も現職者に限らず、大学院生や企業の記録管理担当者まで視野を広げることを検討する、としている。これはそれまでの国立公文書館の提言の枠組みを越え、全史料協案に歩み寄ったものであった。

18) 国立公文書館の報告書は、以下の二点である。①「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会報告書」、1993年(前掲、注16、全史料協(編)332-338頁所収)。②「公文書館における専門職員の養成機関の整備等に関する研究会報告書」、1996年(国文学研究資料館史料館(編)『特定研究「記録資料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究」』(研究レポートNo.1)、国文学研究資料館史料館、1997年、236-266頁所収)。

19) 小川千代子ほか(編)『アーカイブ事典』大阪大学出版会、2003年、164頁。

20) 「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる」という規定。

21) 以下、内閣府懇談会などが発表した報告書については、内閣府ホームページ「公文書館制度」(<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/index.html>)、(2009年9月30日現在)。国立公文書館ホームページ「報告書・資料等」(<http://www.archives.go.jp/law/report.html>)、(2009年9月30日現在)で公開されており、本稿もこれらのウェブページを参照した。

参照した報告書は以下の通り。①歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会『歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会 中間とりまとめ』、2003年。②歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会『公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制の整備について—未来に残す歴史的な文書・アーカイブズの充実に向けて』、2004年。③公文書館推進議員懇談会『緊急提言—この国の歩みを将来への資産とするために—』、2007年。④公文書管理の在り方等に関する有識者会議『最終報告「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」—今、国家事業として取り組む—』、2008年。

さらに、翌2004年に発表された「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」の報告書においては、養成機関として大学院が視野に入れられ、さらに資格名称として「アーキビスト」が明記されるなど、さらに発展的な内容となった。

動き始めたのは内閣府だけではない。2005年には国会議員の間で「公文書館推進議員懇談会」が誕生し、2007年11月には「緊急提言—この国の歩みを将来への資産とするために—」が発表された。その中には、国立公文書館の人員増強やアーキビストの教育・研修制度の充実、資格制度の整備検討などが盛り込まれ、アーカイブズに対してそれまでさほど関心を払ってこなかった立法府の中でも議論されるようになった。

さらに、2008年2月に発足した「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」は、同年11月に最終報告をまとめた。その中では、従来の「アーキビスト」に加え、「レコードマネージャー」が記録管理の専門家として明記され、また「早急に講ずべき事項」に専門家の養成と確保がうたわれるなど、行政府・立法府の対応は21世紀に入ってから積極的なものとなっている。2009年6月に成立した「公文書管理法」では、残念ながらそうした専門職についての規定は設けられなかったが、職員の研修（32条）についての規定が設けられるなど、政府・立法府のアーカイブズ・記録管理の現場を担う人材の育成に対する姿勢に徐々に変化が見え始めている。

③ 日本アーカイブズ学会

2004年に発足して以降、日本のアーカイブズ学研究の中心基地としての役割を果たしている日本アーカイブズ学会は、2008年5月の大会において、シンポジウム「アーキビスト資格制度の構築に向けて」を開催し、高橋実氏と森本祥子氏による共同提言が発表された²²⁾。この提言では、資格名称を「アーキビスト」とし、資格付与は資格認定協会によって行い、これに国が「お墨付き」を与えること、認定の方法としては、アーカイブズ学の修士課程以上を修了した者を原則とし、他分野の修士課程修了者や現職者にも一定の配慮をしつつ、一定期間の実務経験を経て資格が付与されること、などが盛り込まれた²³⁾。過去に発表された他機関の提言に比べ、より具体的で一步踏み込んだ感のあるこの提言に対しては、大会当日も多くの意見が提出された²⁴⁾。今後この提言を叫び台に議論が進んでいくことを期待したい。

以上、公文書館法制定以降の専門職制度に関する議論の経過を概観し、関係各機関・団体の目指すべき「専門職員」の性格を比較検討してきた。1990年代における全史料協と国立公文書館の間にあった「専門職員」像の相違は、21世紀に入ってから政府の動きや関係学会の積極的な議論を経て、現在はアーカイブズの「専門職員」としての「アーキビスト」の名称や、大学院修士課程を認定要件とすることなど、「アーキビスト」誕生へ向けた共通理解が形成されつつあるといえる。他方、任用後にどのような制度的位置づけを与えるかなど、具体的な詰めの段階に至るにはさらなる議論が必要であろう。今後はアーキビスト制度の構築に対して、関係

22) シンポジウムの詳細については、「特集 2008年度大会〈企画研究会：アーキビスト資格制度の構築に向けて〉」、『アーカイブズ学研究』第9号、日本アーカイブズ学会、2008年を参照。

23) 前掲、注16、高橋、30頁。

24) 古賀崇「2008年度大会シンポジウムでの討議のまとめ」、『アーカイブズ学研究』第9号、日本アーカイブズ学会、2008年。

各機関・政府など、アーカイブズ界全体が今まで以上に連携して取り組んでいく必要がある。

(3) 現在の専門職員養成制度

上述のように議論が推移する中、養成制度の整備も進展をみせてきた。本節では、これまで構築されてきた各種養成制度に目を転じ、そこに含まれる課題を示したい。

本格的なアーキビスト養成へ向けた動きは、公文書館法の制定とほぼ同時期に始まる。既に1952年から旧文部省史料館(現国文学研究資料館)が「近世史料取扱講習会」を実施していたが、この講習会は「史料取扱の基礎知識を身につけるために古文書購読をおこなうような1週間程度の短い研修」であった²⁵⁾。本格的なアーキビスト養成課程を設けるべく、近世史料取扱講習会は1988年に「史料管理学研修会」へと発展的拡充をとげ、受講期間が大幅に伸びたほか、修了論文の提出が義務づけられ、カリキュラム面においても諸外国のアーキビスト養成制度を参考にするなどの変更が施され、我が国初のアーキビスト養成制度がここに誕生した²⁶⁾。

さらに、「史料管理学研修会」は2002年に「アーカイブズ・カレッジ(史料管理学研修会)」と名称を変え、長期コースにあってはより大学院教育に近づけるなど、「教育」の側面を前面に出し、修了生の中から実際に数人のアーカイブズ関係職員を誕生させるなど(2006年現在8名)、アーキビスト養成制度として一定の役割を果たしている²⁷⁾。

一方、国立公文書館においても、いくつかの養成制度が設けられている²⁸⁾。自治体アーカイブズの職員を対象としたものには、主として初任者を対象とした「公文書館等職員研修会」(1989年開始)、ある程度の経験を有する職員の知識・技能の向上を目的とした「公文書館実務担当者研究会」(1992年開始)、そして1998年より開始され、国立公文書館の中核的養成課程となっている「公文書館等専門職員養成課程」の三つがある。

国立公文書館の養成課程は、大学院生や民間のアーカイブズ職員等もその対象とする国文学研究資料館のアーカイブズ・カレッジと比べ、国・自治体のアーカイブズに勤務する現職者を主たる対象とした、「研修」の側面をもつことに特徴がある。

また近年進展を見せているのは、大学・大学院におけるアーキビスト養成である。早くは駿河台大学でアーキビスト養成コースが設けられたほか、別府大学文学部にも文書館専門職(アーキビスト)養成課程が設けられるなど²⁹⁾、いくつかの大学・大学院でアーキビスト養成課程設立の動きがみられる。その最たる例は2008年4月に開講となった学習院大学大学院人文

25) 前掲、注13、森本、2003年、54頁。

26) 国文学研究資料館史料館(編)『史料館の歩み四十年』、1991年、47-49頁。国文学研究資料館史料館(編)『史料館の歩み五十年』、2001年、10頁。

27) 止木幸男「史料管理学研修会の改革」、『史料館報』第75号、国文学研究資料館史料館、2001年。渡辺浩一「アーカイブズ・カレッジの実践」、『アーカイブズ学』第5号、日本アーカイブズ学会、2006年。

28) 以下、国立公文書館の養成制度に関する記述は、独立行政法人国立公文書館『国立公文書館年報 平成19年度』第37号、2008年、61-70頁。国立公文書館ホームページ「国立公文書館が実施する平成21年度研修等計画及び実績」(<http://www.archives.go.jp/about/activity/pdf/kenshu2009.pdf>)、(2009年9月30日現在)。荒木一彦「国立公文書館における公文書館専門職員養成課程について」、『平成17年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文集』、国立公文書館、2006年を参照。

29) 針谷武志「大学と大学院のアーカイブズ教育—別府大学の事例を中心に」、『アーカイブズ学』第5号、日本アーカイブズ学会、2006年。

科学研究科アーカイブズ学専攻であろう³⁰⁾。また、全史料協の調査によれば、多くの大学・大学院でアーカイブズ関連科目が設けられるなど、大学・大学院等の高等教育機関におけるアーキビスト養成は今後ますます発展の道をたどることが予想される³¹⁾。

このほかにも、全史料協では大会前日に研修会を設け、会員の相互研鑽に役立てている³²⁾。また、都道府県アーカイブズが中心となって実施している研修等もあり、アーカイブズに勤務する職員の養成・研修の必要性は国レベルから市町村レベルに至るまで幅広く共有されている³³⁾。

以上のように、アーキビストの養成制度・機関は徐々に整いつつあるといえる³⁴⁾。しかし、「実際、資格問題にリンクしていないことから、修了者を現職にとどまらせておく効果は期待できにくいという状況にある」というように、現行の養成制度はどれも資格などの制度的位置づけを与えられることはなく、受講即専門職員という流れにはなっていないのが現状である³⁵⁾。養成制度と職員の地位、採用の問題については後述するが、アーキビスト養成をうたう大学院等の高等教育機関においても、修了後の就職の問題が大きな課題として残っており、教育・研修と就職・職員の処遇の連結が今後の課題である。

2 都道府県アーカイブズにおける人的問題①—過去の調査から

では、都道府県アーカイブズが抱えている現実の人的問題にはどのようなものがあるのだろうか。本章および次章では、都道府県のアーカイブズを念頭に置き、アーカイブズの現場が抱えている人的諸課題に検討を加える。本章では、過去に実施・発表された三つの調査から得られたデータの分析を行う。

(1) 1982年史料協による調査

「はじめに」でふれたように、アーカイブズの現場で働く職員について行われた調査は、1983年に公表された史料協による調査が最初である³⁶⁾。この調査は、1982年の史料協総会においてなされた提案に基づき、都道府県・市町村のアーカイブズとその類縁機関（複合館・博物館・市史編纂室等など）を対象に、質問紙を送付する形で行われ、17の館・組織から回答を得た。質問は各館の職員構成や職員の前歴などを問うものと、各館が現在抱えている問題について項

30) 高埜利彦「大学院アーカイブズ学専攻課程の開設」、『会報』第80号、全史料協、2007年。安藤正人「“記録を守り 記憶を伝える”—学習院大学大学院人文科学研究科「アーカイブズ学専攻」の新設—」、『専門図書館』第229号、専門図書館協議会、2008年。

31) 全史料協専門職問題委員会（編）『アーキビスト養成の現状分析と今後の展望—全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（略称；全史料協）専門職問題委員会によるアーカイブズ関係科目調査のまとめ—』、2006年。

32) 前掲、注19、169頁。研修会は1990年の第16回千葉大会から実施されている。

33) 新井浩文「都道府県史料協の成果と課題—埼玉県地域史料保存活用連絡協議会の最近の活動から—」、『文書館紀要』第12号、埼玉県立文書館、1999年。全史料協専門職問題委員会（編）『市区町村における史料保存関係者等の実務研修アンケート集計結果報告書』、2001年。

34) 本稿は自治体、とりわけ都道府県アーカイブズを念頭に置いて論を進めているためふれていないが、その他のアーキビスト養成制度として、企業史料協議会・法政大学産業情報センター主催「ビジネス・アーキビスト研修講座」などがあることを付記しておく。

35) 前掲、注10、47頁。

36) 前掲、注5。

日ごとに自由に記入するものの2種類から構成されている³⁷⁾。

調査結果によれば、12館中10館に「専門職員」が在籍していることがわかる。しかし、調査結果には「専門職員」についての定義が書かれておらず、具体的にどのような職員を「専門職員」としているのか判然としない。おそらく、ここでの「専門職員」とは、身分としての「専門職員」というよりは、史資料を専門的に取り扱う職員を指していると考えられる。また、「専門職員」の前歴を見ても、行政職と教員出身者がそのほとんどを占めており、公文書や古文書についての知識をもっているという理由で配属された可能性が高く（もちろん両者はアーカイブズの職員として重要な資質であるが）、アーカイブズの専門性を認めた上での配属であったかどうかは1980年代前半という時代状況とあわせて考えると極めて疑わしい。

「職員（構成、採用給与を含めて）」について各館が抱えている問題としては、年齢構成を考慮した採用の必要性、専門職員の確保・不足などがあげられている³⁸⁾。中でも「専門職員」の不足については各館共通の悩みであり、「専門職員」がいないことによって「当局側との交渉がスムーズに行かないこともある」、「地道な史料の調査・研究がほとんど緒についていない」などの具体的かつ深刻な問題を生んでいる状況にあった。現在と比べ、はるかにアーカイブズの社会的認知度の低い公文書館法施行以前の段階にあっては、こうした問題が生じているのは半ば当然のことであったといえよう。

（2）1998年全史料協による調査

史料を扱う管理職から非常勤職員について、採用や待遇、配属など、各館の職員の実態についての網羅的な調査に、1998年に実施された全史料協専門職問題委員会による調査「史料保存機関職員の実態調査アンケート」がある³⁹⁾。この調査は1998年8月に全国157の全史料協の機関会員へアンケート用紙を送付して行われ、84機関から回答を得た。このうち県史編さん室など、館としての機能を持たない組織を除いた都道府県の史料保存機関は25館である（資料2-2-(1)）⁴⁰⁾。また、調査の主たる対象となった「史料担当職員」・「専門職員」については、定義が明確にされていないため詳細は判断しかねるが、質問項目等から判断するに、「史料担当職員」は公文書・古文書などの史資料を扱う職務に従事する職員を、「専門職員」は一般の行政職員とは別の肩書きをもつ職員を指していると考えられる。調査結果は翌1999年3月に集計を終え、公表となったが、管見の限りでは調査から得られたデータの分析はこれまでのところ行われていない。

この調査結果からは多くの問題が浮かび上がってくる。職員の確保については、25館中11館で採用・配属の基準が特に設けられていないことがわかる（資料2-2-(2)）。また仮に基準があったとしても、その条件は学芸員・司書・教員等の資格を有するなどの関連分野の資格か、研究業績の有無など、アーキビストとしての専門性を判断できる材料がないために、それに代わるものを基準として職員の配置が行われていることがわかる。

37) 史料協の調査の結果および質問項目については、稿末の〈資料2-1〉を参照。

38) 以下の引用は自由記入の回答結果から。

39) 前掲、注6。

40) 以下、本稿における当該アンケート結果の分析に際しては、この25館についての数値を抽出して分析を行っている。掲載にあたっては、報告書の数値をそのまま転載した。

こうした点は、職員の在職年数の問題と合わせて考えるとより深刻である（資料2-2-(3)）。史料担当職員の在職年数（館の職員として勤務している年数）は半数以上が5年未満と（161人中103人、5～10年の職員は161人中40人）、短い傾向にあり、館に在籍する職員の多くが一時的な配属先として館で勤務していることがわかる。短いサイクルで頻繁な異動が繰り返される行政の人事システムがアーカイブズの現場にも適用され、採用・配属の基準が設けられていないこととあまって、人材育成や知識・技能の継承を難しくしていることが推定される。

これに対し、勤続年数（親機関の職員として勤務している年数）に関しては最も多い選択肢が21～30年（152人中46人）、次いで11～20年（152人中45人）と、中堅以上の職員が館運営を担っている状況が読み取れる（資料2-2-(4)）。アーカイブズの職員には豊富な知識・経験が求められることはいうまでもないが、世代間のバランスも重要であろう。知事部局では勤続年数21～30年、教育部局では同11～20年の職員が突出して多いが、長期的に考えると各年代の職員がバランスよく配置されることが望ましいのではないか。

また、史料担当職員の前歴についても、164人中65人が庁内勤務、59人が教員という数値が出ている（資料2-2-(5)）。教員については、遠からず教育現場、すなわち本職への復帰が前提となっているはずであるから、長期の在職を期待することは難しいといえる。史料担当職員の配属基準として教員をあげる館が比較的多いが（前掲、資料2-2-(2)）、数年での異動を余儀なくされる教員をアーカイブズの主力にせざるを得ない現状は歓迎すべきことではない。

以上のことから、アーカイブズの専門性を十分に考慮した採用・配属が、多くの館で行われていない現状がうかがえる。もちろん、アーカイブズに勤務する職員にとって異動は必ずしも短所ばかりではないし、むしろ館の職員が館外で多くの業務を経験することや、館外の人材を積極的に館に登用することは多くの恩恵をもたらす。しかし、配属の基準や方針がきちんと整備されていない中での機械的な人員配置はかえって悪影響を及ぼしかねない。

では、こうした史料担当職員のうち、「専門職員」として配属されている職員はどの程度存在するのか。調査結果を見る限り、25館中7館、その他も含めれば25館中12館に史料担当の「専門職員」が配置されていることがわかる（資料2-2-(6)）。一方、別の集計結果によれば、史料担当以外も含めた「専門職員」は、「その他」に該当する職員も含めれば25館中16館と、約3分の2の館に配置されている（資料2-2-(7)）。

「専門職員」の配置については、知事部局と教育部局との間に差があることも気になるが、この調査結果による限り、少なくとも半数程度の館に「専門職員」が存在することになる。しかし、各館の「専門職員」の名称には、学芸員、研究員、司書など各館ごとに多様な名称が用いられており、「アーキビスト」などの、アーカイブズの専門性に即した名称が用いられている「専門職員」はごくわずかである。仮に、他の類縁機関には一般的に見られないであろう「文書」の名のつく「専門職員」が配置されている機関数を抽出してみると、25館中4館になってしまう。名称が全てではないことはもちろんであるが、いわゆる「アーキビスト」としての「専門職員」はほとんどの館に配属されていないのが実際のところではないだろうか。こうした名称の多様性は既に指摘したような「専門職員」についての共通理解が得られていないこととも関連している。「専門職員」とはどのような職務を担い、どのような地位が与えられるべきかについての合意や理解が得られていないため、各館がその必要に応じて独自に「専門職員」を設けている状況であるといえる。

その他の人的課題としては、やはり職員数の不足を指摘することができる(資料2-2-(8))。この問題については先述の史料協の調査でも指摘されていたことであるが、1998年段階でも多くの館が同じ問題を抱えていることがわかる。さらに、史料担当職員の知識不足の問題も人数不足の問題同様あげられているが、これは異動や採用などの問題とも関係があり、単に職員個人の問題ではなく、構造的な問題として捉える必要があるだろう。

また、条例や規則中に職員に関する規定を設けている館が少ないことも問題である(資料2-2-(9))。これについては博物館や図書館等の類縁機関等と比較する必要があるが、制度的位置づけを与えられた専門職員を配置していくことを目標とするならば、必ず何らかの規定が条例や規則中に盛り込まれることが望ましい。

(3) 2007年国会図書館調査

最後に、2008年に発表された「地域資料に関する調査研究」を取り上げてみたい⁴¹⁾。国立国会図書館の委託に基づき、財団法人関西情報・産業活性化センターが実施したこの調査は、2006年から2007年にかけて、地域資料の実態を把握することを目的として、全国の公立図書館を中心に、博物館・文書館・行政情報センター⁴²⁾などの類縁機関を含めて実施された。文書館に対しては、都道府県立28館、政令市立6館、市立10館、特別区立1館、町立1館の計46館を対象として、2007年2月に質問用紙を送付、37館から回答を得た。

まず、職員数に関しては、回答を得られた37館のうち専任職員を置いている33館において、専任職員数5人未満の館が約半数の15館、5人以上10人未満の館が13館と、専任職員を配置していない館も合わせれば、専任職員数10人未満の館が9割近くを占めている(資料2-3)。この数字は、回答の得られた53館中専任職員数10人未満の館が22館(0人1館)という博物館と比べれば差は歴然である。

また、専門職員⁴³⁾の配置についても、専任職員として学芸員資格保有者が配置されているのは12館、司書資格を有する職員が配置されているのは10館、専門職員については10館が配置されていることがわかった。しかし、これら専門職員についても、「文書館としての専門職員(アーキビスト)の資格は法的に定められていないため、必要に応じて館によって決めているのが実情」であり、館によって専門職員の位置づけや処遇が異なっていることが前節での分析同様推定される。「専門職の位置づけをどのように考えればよいか、課題である。専門職員は6名だが部局採用でなく教員からの出向である。〔中略〕アーキビストの認証制度ができた場合、当館でアーキビストとは誰かという専門職員では不足する部分がある」という現場の声は、

41) 国立国会図書館関西館図書館協力課(編)『地域資料に関する調査研究』(図書館調査研究レポート No.9)、2008年。以下、人的問題についての記述は、同書75-77頁を参照。なお、本稿は主として都道府県アーカイブズを念頭に置いて議論を展開しているが、本調査結果は都道府県・政令指定都市・市町村のアーカイブズを区別せずに集計している。

42) 調査対象となった博物館は86館(回答は53館)で、「都道府県および政令市が設置する博物館のなかで、総合博物館あるいは歴史博物館(ただし特定の歴史的な建造物や遺跡との関わりが強いものは除く)と考えられるもの」を選定の上、調査を行っている。行政情報センターについては、「都道府県および政令市が行政情報および行政資料を住民に提供するために設置している機関」を、都道府県47、政令市13の計60機関(回答は47館)に選定し、調査を実施している。

43) 本調査内において、「専門職員」は「研究職や専門職として配置されている職員」と定義されている(注41、75頁)。

こうした事情を如実に物語っている⁴⁴⁾。

以上、三つの調査の分析を行った。それぞれの調査は行われた時期や規模、またその性格等も異なるが、共通の課題を提示している。それらをいくつか列挙すれば、職員数の不足、異動等による長期在職の困難、各館で異なる「専門職員」の定義などであろう。本章であがった事実を踏まえ、次章では筆者が行った取材の結果を検討し、よりミクロな視点で分析を行いたい。

3 都道府県アーカイブズにおける人的問題②—取材結果から

本章では本稿執筆に際して筆者自身が行った取材から新たに明らかになった問題、また前章で明らかになった問題と共通する課題について、内容ごとに分析を行う。本稿執筆に際し、2008年10月から翌11月にかけて、筆者は4アーカイブズに対して取材を行った。調査先として選択したのは、神奈川県立公文書館、埼玉県立文書館、千葉県文書館、栃木県立文書館（五十音順、以下同様）の4館である。地域差や管轄等を考慮し、関東地方の知事部局所管の2館（神奈川・千葉）・教育部局所管の2館（埼玉・栃木）を選択した。調査にあたっては事前に質問用紙を送付し、そこから得られた回答に基づき、電子メールやインタビュー形式での聞き取り調査を実施した⁴⁵⁾。

（1）人員の不足

どの館でもあがった問題として、人員の不足がある。昨今の行政のスリム化のあおりを受け、アーカイブズの現場でも否応なく人員削減が行われている。この問題は既に見てきたように、アーカイブズの現場が長年抱えてきた慢性的な問題であるが、現状は改善されるところかむしろ悪化の方向に向かっている。たとえば、神奈川県立公文書館では開館当初（1993年）28名いた正規職員が2009年現在では14名にまで削減されている。また別の館では、人員の削減が事業の一部削減につながっている状況にある。もちろんこの問題はひとえにアーカイブズだけの問題ではなく、博物館・図書館などの類縁機関や、その他の多くの行政機関が直面している問題でもある。アーカイブズにおいても、これまで以上に少ない人員で効率的な館運営を行っていかねばならないのが現状である。

（2）養成制度との関係

人員が減らされても、職員の知識・技能が向上し、経験を多く積むことでその穴はある程度埋めることができよう。調査対象とした各館でも、それぞれ職員を国立公文書館等が実施している養成課程に派遣し、職員の知識・技能の向上に努めている。しかし、この受講経験はそれぞれの親機関が管理している職員個人の履歴などには反映されるが、人員配置上の特別な配慮がなされることはほとんどない。養成課程を受講しても、「修了後3年を境に、公文書館から離

44) 同上、137頁。調査の一環として行われた秋田県立公文書館におけるヒアリング調査の結果から。

45) 調査・取材結果については、調査対象の母数がごく少数であること、またセンシティブな問題の性質上、公表しても差し支えないと判断されるものを除いては公表を控え、館名や具体的数値は伏せた。

れる割合が急激に増大し、その率は4割に近づいている。さらに4年以上となると7割、三分の二以上は公文書館に勤務していないという実態が判明する」という梅原氏の報告にあるように、養成課程を修了した職員に対して特別な配慮はなされず、一般行政職員同様に異動の対象とされてしまう状況が今回の取材でも明らかになった⁴⁶⁾。この事実は特定の館だけでなく、調査対象となった全4館でみられたものであり、梅原氏の調査結果とあわせて考えると、おそらく全国的にもこうした傾向は一般的と言って差し支えないだろう。

(3) 異動

各館では人事当局の判断に委ねられる形で概ね2～5年のサイクルで異動が行われており、この点は前章の分析結果と変わりはない。希望を出すことによって館に留まることもできるが、常に希望が認められるわけではなく、異動を余儀なくされる場合も少なくない。このように、各館では人員削減の一方で、同時に一般行政職員同様の短いサイクルでの異動が依然として行われている状況にある。前章で述べた通り、アーカイブズの職員にとって異動は必ずしも悪いことばかりではないが、専門的な知識と豊富な経験が必要不可欠なアーカイブズの専門性を考慮せず、一般行政職員と同様のサイクルで機械的な異動がなされることには大いに問題があるといわざるをえない。

(4) 職員の在職・勤続年数

職員の在職・勤続年数については、前章(2)の分析結果と同様の傾向がみられた(資料3⁴⁷⁾)。全史料協の調査から約10年後の現在にあっては、むしろ職員の高齢化に拍車がかかり、状況は悪化しているといえる。このデータについては館の業務を支えている経験豊かな職員が多く存在しているという好意的解釈も可能であるが、こうした経験豊かな職員の大量退職は近い将来不可避免におとずれることが考えられ、今後の館運営に支障を来しかねない。意欲ある中堅・若手職員の積極的配置など、何らかの策を早急に講じる必要があるだろう。

また、こうした長期在職の職員は、希望を出して館に留まっていることと思われるが、館によっては長期に在職できないところも存在する。館運営の中核を担う長期在職職員が、往々にして自らの意思によってアーカイブズに勤務しているということは、裏を返せば職員個人の意欲の上に館運営が成立しているともいえる。在職職員の高齢化の問題などを考えれば、こうした職員個人の姿勢に依存している状況には見直しが必要であり、ベテラン職員の知識・技能を継承し、安定した組織体として責任をもって業務を遂行していくためにも、その職務の重要性・専門性に見合った人員配置システムが構築される必要がある。

(5) 職員の地位

各館に共通する問題としては他に、史料担当職員がいわゆる「アーキビスト」として配属されているわけではないという点があげられる。現在各館の職員には、一般行政職員をはじめ、教員や学芸員、司書等が配置されている。こうした職員は、実務経験を通して、また各種養成

46) 前掲、注10、48頁。

47) 質問用紙に対する各館回答より集計(2008年11月現在)。

課程を受講し、自主的に学ぶ中で知識や技能を獲得して日々の業務に従事しており、個人差はあるが、経験豊かな職員を中心に一定以上の専門性を持ち合わせている。

しかしながら、公文書館法上、彼らはいくまで「大学卒業程度の一般職員との比較において、いわば専門的といえる程度の知識と経験を有し、上記の調査研究の業務を十分に行うことができる」と判断される者⁴⁸⁾として配置されているにすぎない⁴⁸⁾。したがって、能力上は「アーキビスト」と位置づけられるべき職員も、博物館の学芸員、図書館の司書などとは異なり、制度上の位置づけを与えられていないのが現状である。その結果、一般行政職員同様、人事当局の判断により、本人や館の希望によらない機械的な配置替えの対象となってしまう現実がある。

（6）非常勤職員

近年特に問題となっている非常勤職員の問題についても、重要なことがわかった。非常勤職員の問題としては、非常勤職員の全職員数に占める割合の高さなどが指摘されることが多い⁴⁹⁾。しかし、今回の取材で明らかになったのは、そうした比率の問題よりも、契約年限の問題である。各館で雇用している非常勤職員の契約年数に規定が設けられ、その契約年数を超過しての再契約や契約延長ができないケースが存在する。その規定の多くは3年から長くて5年程度であり、これらの年限規定は古文書担当や公文書の評価・選別などのように特殊な技能や経験が必要な分野に対して設定されている館も存在する。

もちろん、非常勤職員が長期にわたって勤務しなければならない状況は好ましいことではない。しかし、常勤職員を増やすことができず、非常勤職員が館運営にとって重要な存在になっている現状を鑑みれば、この規定によってある程度の経験を積んだ非常勤職員が館を去り、また新たな非常勤職員を雇用・育成しなければならないという状態は館の運営上きわめて非効率であり、改善が必要である。この問題と常勤職員も3年程度のサイクルにより異動となりうる現状とを合わせて考えれば、アーカイブズで働く職員を取り巻く現行の人事システムが館運営に支障を来していることが容易に推定される。

（7）採用

採用の問題についてもふれておかなければならない。今回調査を行った館のうち、史資料担当の常勤職員を独自に採用している館は存在しなかった⁵⁰⁾。知事部局の2館（神奈川・千葉）では、一般行政職員と同様の採用試験に合格し、各県の職員となったのち、異動により配属されるのが一般的である。また、教育部局の2館（埼玉・栃木）では一般行政職員とは別立ての試験（学芸員、司書、教員など）に合格し、配属されるのが一般的であるが、学芸員や司書の募集は数年に一回、それも半ば欠員補充という形で行われているのが現状である。

48) 総理府による公文書館法解釈要旨。

49) 前掲、注10、49頁。

50) 鈴江英一「文書館にはアーキビストを」、『会報』第61号、全史料協、2002年。および、国立公文書館総務課「国立公文書館における専門職員の選考採用」、『アーカイブズ』第12号、国立公文書館、2003年などによれば、国立公文書館、山梨県文書館、和歌山県立文書館などの一部の館では公募による採用を行っているとのことである。

最後に、こうした人的問題に対する各館の取り組みについて簡単にふれておきたい。以上見てきたように、各館の職員を取り巻く現状は本来あるべきアーカイブズの姿として好ましいものとは到底言えず、どの館も厳しい環境にあるのは論を俟たないが、各館はその自助努力によってそれぞれが抱えている人的問題に取り組んでいる。アーカイブズの現場が抱える人的諸課題を明らかにするという本稿の性質上、問題点にばかり目がいてしまいがちであるが、各館は本稿で取り上げた諸課題に対して手をこまねているわけでは決してない。たとえば、人事当局への要望提出、職員向けホームページでの情報発信、職員の各種養成制度への積極的派遣、館に外部講師を招いての業務研究会の開催など、あげれば数多く出てくる。残念ながらこれらについて本稿で詳細に検討することはできなかったが、現に各館で職務に従事している職員自身の熱意や自助努力を見落としてはならない。

むすびにかえて

これまで論じてきたことを簡単に整理しておきたい。第1章では、公文書館法の「専門職員」規定の曖昧さや制度的位置づけについての無言及から、90年代には目指すべき「専門職員」やあるべき養成制度をめぐり、関係各機関で見解に相違が生じ、活発に議論が交わされたが、共通認識の形成までには至らなかったことを述べた。こうした見解の相違は近年の政府の積極的な姿勢や関係学会の努力などによって解消されつつあり、名称としての「アーキビスト」も定着し始めたが、なおも各種養成制度と資格・就職などが直結していない点などが大きな課題として存在している。

では、以上のような議論や制度の推移をみせる中、実際のアーカイブズの現場はどのような人的問題を抱えていたのだろうか。第2章・第3章ではこの点について詳しく検討した。この結果、職員数の不足や頻繁に繰り返される機械的な人事異動などのいわば「古典的」な問題に加え、職員の高齢化や非常勤職員の問題などに代表される比較的新しい問題など、アーカイブズの現場は数多くの人的な問題を抱えていることが明らかとなった。それでは、こうした人的問題の背景にある、アーカイブズ界が取り組むべき重要課題には何があるのだろうか。この問いに対する筆者なりの回答を用意することで、本稿の結びとしたい。

その答えはつまるところ、アーカイブズにおいて専門的業務に従事する職員に対する制度的位置づけの取り付けを訴えていくことである。第1章第1節で述べたように、その職務の公共性や独立性を考えると、アーキビストには制度的位置づけが必要不可欠である。にもかかわらず、現在の我が国のアーカイブズ界には、アーキビストとしての知識・技能を担保する制度はいまだ確立していない⁵¹⁾。現在の都道府県アーカイブズにおいては、制度的位置づけは与えられていないが専門的知識や豊かな経験をもつ職員、すなわち潜在的なアーキビストは多く存在する一方で、制度的位置づけを与えられた本当の意味でのアーキビストが存在する館は少ないのが現状であり、多くの館では各種養成制度や自己研鑽によって知識・技能を獲得した職員が

51) 類似資格として「デジタル・アーキビスト」・「文書情報管理士」などの資格は存在するが、これらはいわゆる「アーキビスト」とはその性格を異にする。なお、デジタル・アーキビストについては、谷口知司「岐阜女子大学におけるデジタル・アーキビストの養成について」、『記録と史料』第15号、全史料協、2005年を参照。

専門的な業務に従事している状況にある。

こうした潜在的なアーキビストの人事上の配慮を取り付けること、これが今後取り組まなければならない大きな課題の一つであろう。そのためにアーカイブズ界は行政当局などへ積極的な働きかけを行っていく必要がある。また、いわゆる専門職制度を設けるにあたっては、アーカイブズ界は総力を結集して、どのような制度が望ましいのか、議論を尽くし、関係機関へ提案・導入を働きかけていくべきである。

しかし、ただ制度的位置づけを付与するだけでは、根本的な解決にはならない。同時に取り組むべき課題として、「専門職員」についての共通理解の形成があげられよう。「専門職員の定義は、各館によって異なっており、今のところ統一的理解が得られておらず、そのような状況が専門職員の配置を益々難しくしてしまっている」いたのがこれまでの現実であり、それは本稿で繰り返し述べてきた⁵²⁾。公文書館法にいう「専門職員」とはどのような職員であるべきで、どのような制度設計が望ましいのか。関係各機関は、早急に共通認識を形成する必要がある。

さらに、残念ながらアーキビストの必要性が行政内部や一般市民などに広く共有されていないことも、忘れてはならない重要な課題である。かつてに比べ改善されているとはいえ、アーカイブズに対する世間一般の認知度は決して高いとは言えず、またアーキビストの専門性に対する理解もほとんど得られていない状況にある。長期的に考えると、アーキビストやアーカイブズの重要性を市民や行政に知ってもらうことこそが、アーカイブズで働く職員の地位や資質の向上につながっていくのではないかと。

本稿は全体的に暗い話題ばかりになってしまった。事実、都道府県アーカイブズが厳しい環境にあることは間違いないのだが、ここ数年、アーカイブズやアーキビストをめぐる環境は大きな変化を遂げており、筆者はひそかな期待を抱いている。時代は追い風にある。日本の自治体アーカイブズの職員が自信をもって「アーキビスト」と名乗れるその日を目指して、さらなる議論の進展が望まれる。

〔付記〕

本稿は、2008年度アーカイブズ・カレッジ長期コースの修了論文「都道府県アーカイブズにおける専門職問題の現状と課題」に加筆・修正を施したものである。本稿の執筆にあたっては、多くの方々のご協力を賜った。国文学研究資料館の高橋実先生・山田哲好先生、所属大学院の三宅明正先生・菅原憲二先生には多くのご助言をいただいた。また、ご多忙の中筆者の稚拙な取材を快く引き受けてくださった神奈川県立公文書館、埼玉県立文書館、千葉県文書館、栃木県立文書館の担当者の方々の方ならぬご協力にはお礼の尽くしようがない。そして、執筆の最中に叱咤激励してくれた仲間们的存在も大きかった。末筆ながら、本稿執筆に際しご協力いただいた全ての方々に御礼申し上げたい。

52) 前掲、注10、47頁。

●資料一覧

- ・資料1 全史料協と国立公文書館の専門職問題に関する議論の比較
- ・資料2-1 1982年 史料協「文書館等職員に関する調査」
- ・資料2-2 1998年 全史料協「史料保存機関職員の実態調査アンケート」結果(抄)
 - 資料2-2-(1) 回答機関
 - 資料2-2-(2) これ(平成9年度)まで、史料担当職員の採用及び配属の基準として設けていた条件
 - 資料2-2-(3) 史料担当職員の在職年数
 - 資料2-2-(4) 史料担当職員の勤続年数
 - 資料2-2-(5) 史料担当職員の前歴
 - 資料2-2-(6) 専門職員として配置されている史料担当職員
 - 資料2-2-(7) 機関別職員数一覧表
 - 資料2-2-(8) 史料保存機関で生じている人的課題
 - 資料2-2-(9) 条例や規則中に史料担当職員にかかわる条文がうたわれていますか
- ・資料2-3 2007年「地域資料に関する調査研究」：専任職員の数
- ・資料3 職員の在職・勤続年数の4館総計

※以上の資料は、公表された調査結果や筆者が独自に行った調査をもとに集計したデータを、転載・加工して掲載した。

<資料1 全史料協と国立公文書館の専門職問題に関する議論の比較>

	全史料協	国立公文書館
名称	アーキビスト	公文書館等専門職員
対象	公文書館に限らず、広く民間企業・大学等で働く者などアーカイブズ全般	国・地方自治体の公文書館等職員
養成機関	大学・大学院、研究機関等	国立公文書館
資格認定者	高等専門職教育機関における単位認定、所轄省庁による試験認定、第三者認定機関による認定	総理府において一元的に認定
その他	階層制の導入	

<資料2-1 1982年 史料協「文書館等職員に関する調査」>

A、該当事項には○やことば又は数字を記入してください。

- 1、職員構成はどうなっていますか。
- 2、文書館等職員の就任前の職等について。
- 3、転出職員(専門職員)の職名の例を書いてください。

都道府県アーカイブズの職員を取り巻く現状と課題（四根）

4、専門職員の専攻分野について

5、専門職員の給与について

B、歴史資料の保存・利用業務に関して貴館が現在抱えている問題点がありましたら御記入ください。

〔中略〕

7、職員（構成、採用給与を含めて）

〔中略〕

質問Aの回答

1、職員の構成（単位：機関）

館長（常勤7館、非常勤3館、兼務2館）

副館長（常勤6館、非常勤1館、おいていない5館）

役職	職員数															計
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	13人	15人	23人		
専門職員	2	1	1		1	2	1	2			1	1			12	
事務職員	1	3	3	1	1	1				1				1	12	
嘱託	1	1	4	3	1						1				11	
臨時職員	2		6					1					2		11	

2、職員の就任前の職等（単位：人数）

	行政職	教員	学者	大学生	高校生
館長	7	4	1		
副館長	5	5			
専門職員	21	22		6	1

3、専門職員の転出先

大学教師、高専教師、県立高校教員、中学校教員、小学校教員、大学付属中教員、県教委職員、博物館職員、歴史資料館職員、教育研究所職員、図書館職員、県教育事務所職員、県庁職員、市教委職員

4、専門職員の専攻分野

歴史39人、地理2人、法律3人、経済2人、その他14人

5、専門職員の給与

行政職53人、研究職6人、教育職1人

<資料2-2 1998年 全史料協「史料保存機関職員の実態調査アンケート」結果(抄)>

資料2-2-(1) 回答機関

北海道立文書館 秋田県公文書館 福島県歴史資料館 茨城県立歴史館 栃木県立文書館
 埼玉県立文書館 神奈川県立公文書館 横浜開港資料館 新潟県立文書館
 富山県公文書館 長野県立歴史館 岐阜県歴史資料館 愛知県公文書館
 京都府立総合資料館 大阪府公文書館 兵庫県公館県政資料館 和歌山県立文書館
 鳥取県立公文書館 広島県立文書館 山口県文書館 徳島県立文書館 香川県立文書館
 大分県公文書館 大分県立先哲史料館 沖縄県公文書館

類型	該当機関数
1 道府県・単独館・首長	15
2 道府県・単独館・教育委員会	8
3 道府県・複合館・教育委員会	2

資料2-2-(2)

これ(平成9年度)まで、史料担当職員の採用及び配属の基準として設けていた条件

(単位:機関)

- ①学芸員の有資格者 ②司書の有資格者 ③高学歴(大学院) ④教員の免許 ⑤研究業績のある者 ⑥実務経験者 ⑦その他 ⑧条件は特になし

類型	機関数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1 道府県・単独館・首長	15	2	1	2	2	1		2	8
2 道府県・単独館・教育委員会	8	1		2	3	4	1	1	3
3 道府県・複合館・教育委員会	2		1		2	2			
計	25	3	2	4	7	7	1	3	11

記事回答

<⑦その他>

- ・現職教員を配置している、
- ・歴史理解、
- ・各分野で高度の専門性を有する者を選考採用

資料2-2-(3) 史料担当職員の在職年数(単位:人)

- ①5年未満 ②5~10年 ③11~20年 ④21~30年 ⑤31年以上

類型	機関数	①	②	③	④	⑤	計
1 道府県・単独館・首長	15	62	21	3			86
2 道府県・単独館・教育委員会	8	35	12	3	3		53
3 道府県・複合館・教育委員会	2	6	7	2	7		22
計	25	103	40	8	10		161

都道府県アーカイブズの職員を取り巻く現状と課題（関根）

資料2-2-(4) 史料担当職員の勤続年数（単位：人）

①5年未満 ②5～10年 ③11～20年 ④21～30年 ⑤31年以上

類型	機関数	①	②	③	④	⑤	計
1 道府県・単独館・首長	15	14	16	13	23	11	77
2 道府県・単独館・教育委員会	8	6	9	25	12	1	53
3 道府県・複合館・教育委員会	2			7	11	4	22
計	25	20	25	45	46	16	152

資料2-2-(5) 史料担当職員の前歴（単位：人）

①庁内異動 ②教員 ③大学の教官 ④史料保存機関 ⑤新卒者 ⑥その他

類型	機関数	①	②	③	④	⑤	⑥	計
1 道府県・単独館・首長	15	43	18		1	15	12	89
2 道府県・単独館・教育委員会	8	15	28		1	2	7	53
3 道府県・複合館・教育委員会	2	7	13	1			1	22
計	25	65	59	1	2	17	20	164

資料2-2-(6) 専門職員として配置されている史料担当職員（単位：機関）

①いる ②いない ③その他

類型	機関数	①	②	③	計
1 道府県・単独館・首長	15	6	9	1	16
2 道府県・単独館・教育委員会	8	1	3	3	7
3 道府県・複合館・教育委員会	2		1	1	2
計	25	7	13	5	25

資料2-2-(7) 機関別職員数一覧表

	機関	所属	機能	職員総数				うち史料担当				専門職員
				常勤	非常勤	臨時委託	計	常勤	非常勤	委託	計	
1	道府県1	知事	単独	21	5	2	28	11	5	7	23	4 (私文書課長、文書専門員、主事)
2	道府県2	知事	単独	13	9	4	26	7	9	0	16	いない
3	道府県3	知事	単独	26	10	6	42	16	9	0	25	11 (技能技師4)
4	道府県4	知事	単独	8	7	1	16	2	4	0	6	いない
5	道府県5	知事	単独	9	9	0	18	4	9	0	13	いない
6	道府県6	知事	単独	63	5	0	68	11	1	0	12	いない
7	道府県7	知事	単独	5	6	1	12	1	6	0	7	1 (主査)
8	道府県8	知事	単独	2	4	0	6	1	4	0	5	いない
9	道府県9	知事	単独	10	8	0	18	3	6	0	9	いない
10	道府県10	知事	単独	7	3	0	10	2	1	0	3	2 (専門員)
11	道府県11	知事	単独	7	7	0	14	5	6	0	11	5 (主任研究員、研究員)
12	道府県12	知事	単独	22	1	0	23	14	0	0	14	いない
13	道府県13	知事	単独	32	16	0	48	13	0	0	13	13 (学芸員)
14	道府県14	知事	単独	8	4	0	12	0	0	0	0	いない
15	道府県15	知事	単独	27	38	6	71	10	20	0	30	10 (公文書専門員9、修復士1)
16	道府県16	教育	単独	8	0	0	8	6	0	0	6	いない (兼学芸員2)
17	道府県17	教育	単独	6	7	0	13	4	6	0	10	その他4 (指導主事3、副主幹1)
18	道府県18	教育	単独	21	9	0	30	12	9	0	21	11 (学芸員、司書)
19	道府県19	教育	単独	10	7	0	17	4	6	0	10	4 (専門文書研究員、主任文書研究員、文書研究員)
20	道府県20	教育	単独	22	7	0	29	16	5	0	21	いない
21	道府県21	教育	単独	8	2	0	10	5	1	0	6	その他 (研究員6)
22	道府県22	教育	単独	9	13	0	22	6	1	0	7	6 (研究員)
23	道府県23	教育	単独	7	8	0	15	2	6	0	8	1 (文書館専門員古文書担当)
24	道府県24	教育	複合	29	10	10	49	18	8	0	26	12 (首席研究員、主任研究員)
25	道府県25	教育	複合	9	10	7	26	4	5	0	9	5 (文献資料課長1、専門主事4)
計				389	205	37	631	177	127	7	311	

資料2-2-(8) 史料保存機関で生じている人的課題*

- ①史料担当職員数が不足 ②史料担当職員の知識不足 ③史料担当職員の異動が多い ④史料担当職員の異動が無い ⑤事務管理職員の業務知識不足 ⑥事務管理職員の異動が多い ⑧事務管理職員の異動が無い ⑨事務管理と史料担当の職員の意思疎通の欠如 ⑩その他

類型	機関数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1 道府県・単独館・首長	15	8	4	5		2	2			2	3
2 道府県・単独館・教育委員会	8	7	2	2	1		2			1	2
3 道府県・複合館・教育委員会	2	1	1			1	1				
計	25	16	7	7	1	3	5	0	0	3	5

記事回答

<⑩その他>

- ・事務管理専任職員の配置がない、副館長が公文書係長を兼任している、公文書係員がない、
- ・専門職に位置づけられていない、
- ・史料担当職員がいない、
- ・館内に庶務経理担当の常勤職員がいない

資料2-2-(9) 条例や規則中に史料担当職員にかかわる条文がうたわれていますか（単位：機関）

- ①いる ②いない

「いる」と答えた方

- ①条例中 ②規則中 ③規程・要綱中 ④その他

史料担当職員にかかわる条文（複数回答あり）

常勤職員の配置等

- ①館設置条例 ②事務分掌・業務の規則 ③その他

非常勤職員設置規則等

- ①設置・配置規則 ②特別職条例・規則（賃金関係） ③業務の規則 ④その他

類型	機関数	①いる	②いない	①いる				史料担当職員関係条文							
				①条例中	②規則中	③規程・要綱中	④その他	常勤職員			非常勤職員				
								①	②	③	①	②	③	④	
1 道府県・単独館・首長	15	3	12		1	2			2	1	2				
2 道府県・単独館・教育委員会	8	6	2	2	3	1	1	2	3				1		4
3 道府県・複合館・教育委員会	2	1	1		1				1						
計	25	10	15	2	5	3	1	2	6	1	2	1	0	4	

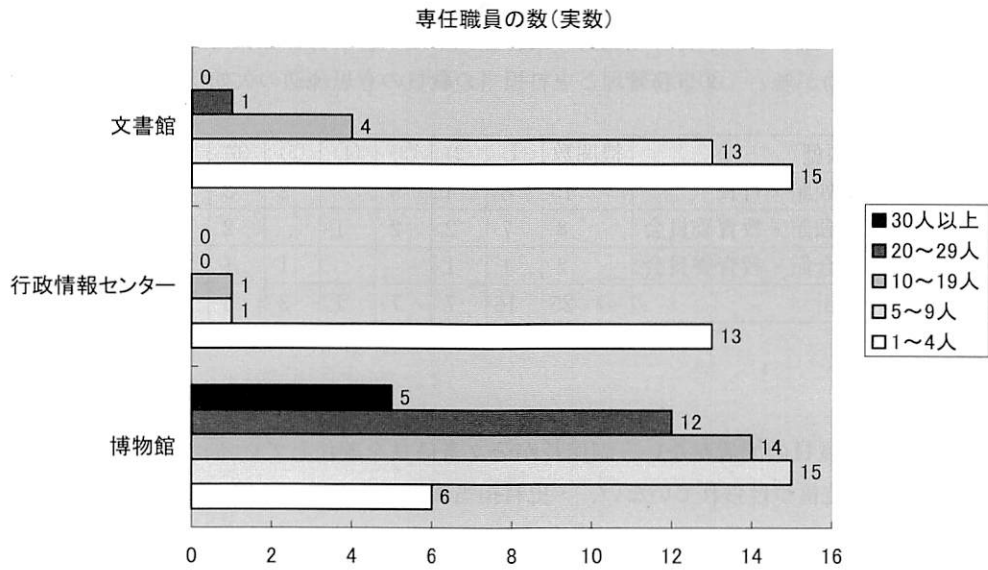
記事回答

<非常勤④その他>

- ・取扱要領、
- ・嘱託員取扱要領、
- ・嘱託員設置要綱、
- ・設置要綱

* 回答項目⑦はアンケート本文・回答結果の双方に記載されておらず不明。

<資料2-3 2007年「地域資料に関する調査研究」：専任職員の数>



<資料3 職員の在職・勤続年数の4館総計(2008年11月現在)>

	5年未満	5~10年	11~20年	21~30年	31年以上	合計
在職年数	16	8	13	2	0	39
勤続年数	2	3	7	11	16	39